第二十二・九条　仲裁人の名簿

1　合同委員会は、第二十三・一条2の規定によるその第一回会合において、仲裁人としての職務を遂行する意思及び能力を有する少なくとも九人の個人の名簿を作成する。当該名簿は、三の小名簿（各締約国の小名簿及びパネルの長の職を務める個人であっていずれの締約国の国民でもないものの小名簿）から成る。各小名簿には、少なくとも三人の個人を含める。各締約国は、パネルの長の小名簿の作成又は更新に際して、それぞれ個人を三人まで推薦することができる。合同委員会は、仲裁人の名簿上の個人の人数がこの1の規定により必要とされる水準に常に維持されることを確保する。

2　合同委員会は、この協定の対象となる特定の分野における専門知識を有すると認められる個人から成る追加的な名簿であって、パネルを構成するために利用することができるものを作成することができる。

第二十二・十条　仲裁人の資格

全ての仲裁人は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　法律及び国際貿易又はこの協定の対象となる他の事項についての専門知識を有すると認められること。パネルの長については、更に、仲裁手続における経験を有すること。

(b)　いずれの締約国からも独立していること並びにいずれの締約国とも関係を有しておらず、及びいずれの締約国からも指示を受けないこと。

(c)　個人の資格で職務を遂行すること及び紛争に関連する事項に関していかなる組織又は政府からも指示を受けないこと。

(d)　行動規範を遵守すること。

第二十二・十一条　仲裁人の交代

この章の規定による仲裁手続において、当初のパネルのいずれかの仲裁人が参加することができず、辞任し、又は行動規範に定める要件を遵守しないことにより交代の必要がある場合には、第二十二・八条に規定する手続を適用する。

第二十二・十二条　パネルの任務

第二十二・七条の規定に従って設置されるパネルは、

(a)　パネルに付託された事案の客観的な評価（問題の事実関係、対象規定の適用可能性及び問題となっている措置の対象規定との適合性に関する客観的な評価を含む。）を行う。

(b)　パネルの決定において、事実及び法に関する認定並びにパネルによる認定及び結論の理由を示す。

(c)　両締約国と定期的に協議すべきであり、及び相互に合意する解決を得るための十分な機会を与えるべきである。

第二十二・十三条　付託事項

1　パネルの付託事項は、パネルの設置の日の後十日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、次のとおりとする。

「両締約国が引用したこの協定の関連する対象規定に照らし、パネルの設置の要請において付託された事案を検討し、問題となっている措置のこの協定の関連する対象規定との適合性について決定し、並びに第二十二・十八条及び第二十二・十九条の規定に従って報告書を作成する。」

2　両締約国は、1に規定する付託事項以外の付託事項に合意する場合には、その合意の後三日以内に、パネルに対し、合意された付託事項を通知する。

第二十二・十四条　緊急性に係る決定

パネルは、締約国が要請する場合には、その設置の日の後十五日以内に、紛争が緊急に処理を要する事案に関するものかどうかについて決定する。

第二十二・十五条　パネルの手続

1　パネルにおける口頭陳述は、両締約国が別段の合意をする場合並びに締約国の意見及び主張が秘密の情報を含む場合を除くほか、公開とする。非公開で行われる口頭陳述は、秘密とする。

2　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第一回の口頭陳述は、被申立国において行い、その後は、両締約国間で交互に行う。

3　パネル及び両締約国は、一方の締約国が秘密のものとして指定してパネルに提出した情報を秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密の意見書をパネルに提出した場合において、他方の締約国の要請があったときは、開示しない情報が秘密である理由についての説明を付して、当該意見書に含まれている情報の秘密でない要約であって公開し得るものを提供する。

4　パネルの審議は、秘密のものとして取り扱う。

5　両締約国は、パネルの手続における表明、陳述、主張又は反論の場に出席する機会を与えられる。両締約国は、パネルに提出した情報又は意見書（中間報告書の説明部分に関する意見、パネルの質問に対する回答及び当該回答についての書面による意見を含む。）を相互に利用可能なものとする。

6　中間報告書及び最終報告書の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述に照らして行うものとする。仲裁人は、これらの報告書の起草について全責任を負うものとし、この責任を他の者に委任してはならない。

7　パネルは、自己の決定（最終報告書を含む。）をコンセンサス方式によって行うよう努める。パネルは、コンセンサス方式によって決定することができない場合には、過半数による議決で自己の決定（最終報告書を含む。）を行うこともできる。仲裁人の反対意見は、公表してはならない。

8　パネルの決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。両締約国は、パネルの決定を無条件に受諾する。パネルの決定は、この協定に基づく両締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加してはならず、並びにこの協定に基づく両締約国の権利及び義務を減じてはならない。パネルの決定は、いかなる者についても新たな権利及び義務を生じさせるものと解してはならない。

第二十二・十六条　解釈に関する規則

パネルは、解釈に関する国際法上の慣習的規則（条約法に関するウィーン条約として法典化されているものを含む。）に従って対象規定を解釈する。また、パネルは、紛争解決機関によって採択される小委員会及び上級委員会の報告における関連する解釈を考慮に入れる。

第二十二・十七条　情報の受領

1　パネルは、締約国の要請に応じ、又は自己の発意により、自己が必要かつ適当と認める関連する情報の提供を両締約国に要請することができる。両締約国は、パネルによる情報の提供の要請に迅速かつ十分に応ずる。

2　パネルは、締約国の要請に応じ、又は自己の発意により、自己が適当と認める関連する情報（秘密の情報を含む。）の提供をいかなる情報源にも要請することができる。また、パネルは、自己が適当と認める専門家の意見を求める権利を有する。

3　締約国の自然人又は締約国において設立された法人は、手続規則に従い、パネルに対し、利害関係を有する第三者（アミカス・キュリイ）の意見書を提出することができる。

4　パネルがこの条の規定に基づいて入手した情報については、両締約国に利用可能なものとし、両締約国は、パネルに対し、当該情報についての意見を提出することができる。

第二十二・十八条　中間報告書

1　パネルは、両締約国が中間報告書（説明部分並びにパネルの認定及び結論を示したもの）を検討することができるように、両締約国に対し、パネルの設置の日の後百二十日以内に、中間報告書を送付する。パネルがその期限を遵守することができないと認める場合には、パネルの長は、両締約国に対し、遅延の理由及びパネルが中間報告書を送付することを計画している日を明示した上で書面により通報する。遅延は、いかなる場合にも、当該期限の後三十日を超えないものとする。

2　各締約国は、パネルに対し、中間報告書が送付された日の後十五日以内に、書面による意見及び中間報告書の特定の部分の検討を求める書面による要請を提出することができる。パネルは、中間報告書に関する各締約国の書面による意見及び要請を検討した後、中間報告書を修正し、及び自己が適当と認める更なる検討を行うことができる。